

アリ^(市民)が巨象^(国・県・市)に立ち向かう!!

橋本市「部落差別解消推進条例」制定に反対して!

和歌山県地域・自治体問題研究所理事 阪辻博文



阪辻博文氏

昨年12月橋本市議会で「部落差別の解消を推進する条例」が可決されました。条例の問題点と反対の取り組みを本研究所の理事でこの運動に関わった阪辻氏にレポートしてもらいました。

背景は国での法制化、
県条例制定、運動団
体の対市交渉

橋本市では「運動団体」が要求項目のひとつに「条例制定」を掲げ対市交渉が毎年行われていました。国では和歌山県選出の二階自民党幹事長が主導して、2016年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立施行、20年3月に和歌山県での条例制定、これを受けて、橋本市においても条例制定の動きが本格化しました。市民の目からす

れば晴天霹靂、9月に入り突然、橋本市は条例の骨子案を提示し意見募集パブリックコメントを実施しました。

橋本市は住民が力を
合わせて部落問題を
解決してきた街

橋本市(旧高野口町を含む)では1970年代から約30余年部落解放の先進的取り組みを展開し、多くの市民の理解・支持・協力と行政的支援・援助もあって部落問題が基本的に解決した状況、①生活環境、教育及び労働などの面で周辺地域との格差が解消され、②非科学的認識や偏見に基づく差別的言動が受け入れられず③交流や交際が大きく前進し市民的融合が実現する、が作り出されました。行政による特別な対策事業は必要ない、逆に特別

施策は新しい差別を産み出すと判断して同和と名のつく行政と教育を終わって来ました。そしてその運動の基本的役割を果たしたとして「和歌山県部落解放運動連合会」(和解連)に結集する各支部も約20年近く前に解散しました。残された課題は一般行政の中で解決し、誰もが幸せに暮らせる街づくりに各支部のメンバーはそれぞれの分野で頑張ってきました。パブリックコメントがされると聞いて「今さら何を!」とびつくり、あわてて、かつてのメンバーが集まり、まわりの市民にも声をかけて学習会の開催から始めました。

アリ^(市民)さんが
勇気を出して声を
あげだしました!

パブリックコメントに対して、私たちの想像以上に多い、約百名近くの市民が意見を提出しました。それは県条例制定時のパブリックコメントに対する提出数をも越え、それも人数では

目次

アリ ^(市民) が巨象 ^(国・県・市) に立ち向かう!!	
橋本市「部落差別解消推進条例」制定に反対して!	
和歌山県地域・自治体問題研究所理事 阪辻 博文	1
第10回わかやま住民要求研究集会 記念講演	
コロナ禍に立ち向かい、地域・社会のあり方を変える③	
京都橋大学 岡田 知弘教授	4
地域の高校を残し、地域に根ざした高校づくりをめざして	
～きのくに教育審議会答申の問題点～	
和歌山県高等学校教職員組合 東山 邦夫	7

わかやま住民と自治

発行/和歌山県地域・自治体問題研究所
和歌山市太田2丁目14-9 太田ビル203号
TEL・FAX 073-488-3127
jichiken@crux.ocn.ne.jp 2021年3月号

反対が賛成を上回るものでした。部落・同和問題についてはなかなか発言しにくい中で、私たちの知らない多くの市民が反対・疑問・不安の意見を表明されました。この事に大変勇気づけられました。10月に入り、条例骨子案の説明を求めて、市当局と懇談会を2回もしました。市民からも「市は地域に出て来て説明会をしないのか？」等、「市民に周知！」を要望する声が、市当局に寄せられる状況も生まれてきました。

分かってきた 条例内容の問題点

国の法も県条例も同じなのですが、「部落差別解消」を謳いながらも、その部落差別の定義がない事、そもそも部落問題を解決してきた橋本市にこの条例が必要なのかという点が最大の問題でした。部落差別の定義に関わった公的見解は、1965年「同和対策審議会答申」しかありません。私流に要約すれば「部落問題

とは、封建的身分制に起因し、国民の一部が歴史的にまた、地域的に蔑視され、職業、居住、結婚の自由を奪われるなど、不当な人権侵害をうけ、劣悪な生活を余儀なくされてきたことであり、解決されていない問題」をいうのです。橋本市

は解消の対象とする「部落差別」を「インターネットの書き込み」や「市役所への同和地区の間合せ」等を事例としてあげましたが、①誰が誰の人権を侵害したのか、事実関係が認定できないこと、②年に数件しかないこと、③一般的対応で

橋本市、「部落差別」にかかわる条例を12月議会に提案？

わが街・橋本市にこんな「条例」は必要ありません！

勇気を出して声をあげました！

教えてください！

- ① 橋本市にこの「条例」がなぜ必要なのですか？
- ② なぜ急ぐのですか？
- ③ 市民の声をなぜ丁寧に聞こうとしないのですか？

橋本市は、重要な政策を決定するために、これと向き合っています。しかし、今回の条例は、意見募集をホームページで行った上で、市が関係機関との十分な協議や説明会を開くことなく市民の声を聞くこともしません。

橋本市は市民の力で部落問題を解決してきた街
「条例」は時代の流れに逆行するもの
橋本市は、1969年から33年間の同和対策事業で、地区内外の格差は大きく解消され、実態的差別はなくなってきました。それに伴い、若い人たちが中心意識も大きく変化し、橋本市内でも市民の中に新しい差別と分断を持ち込むのですか？
市民の声(下欄)の「かきたな」は、このことを知った市民は「なぜ今「条例」提案なの？」と声をあげています。
新たな「条例」制定は全国でも少数
県内でも市町村では瀬戸市・広川町だけです。国が2016年に法を制定した後、新たに「条例」を制定しているのは、全国でも少数です。
「条例」提案には多くの疑問、市民への丁寧な説明に「条例」をいえる？
まだ、市民への説明や市民の声を聞くための取り組みができていない。しかし、今回の条例は、意見募集をホームページで行った上で、市が関係機関との十分な協議や説明会を開くことなく市民の声を聞くこともしません。

市民の声
「なんでもかきだして、いっしょにやろうよ」というようなことを言うのか？全然知りません。なんでこんなことをやるの？
差別学習までして、いかに差別をなくしてやるのか？
かきたなは、このことを知った市民は「なぜ今「条例」提案なの？」と声をあげています。
県内でも市町村では瀬戸市・広川町だけです。国が2016年に法を制定した後、新たに「条例」を制定しているのは、全国でも少数です。
「条例」提案には多くの疑問、市民への丁寧な説明に「条例」をいえる？
まだ、市民への説明や市民の声を聞くための取り組みができていない。しかし、今回の条例は、意見募集をホームページで行った上で、市が関係機関との十分な協議や説明会を開くことなく市民の声を聞くこともしません。



大好き橋本！勇気を出して声をあげた会
Tel 073 6-32-0372 (伊都教育会館受付)

資料1

解決できること、ある意味一般的対応でしか解決できないこと等、この条例制定の根拠にならないものでした。このような「書き込みや間合せ」を部落差別と捉えれば、部落問題の解決を永遠の彼方におしやり、半永久的に部落差別を存在させてしまうことになってしまいます。そして、「部落差別」かどうかを誰が認定するのかという大事な問題がはつきりしない等、問題、欠陥を持つ条例であることが分かって来ました。

市民への周知を怠り、 市民の意向に反する 橋本市

2018年度に市が実施した「人権に関する市民意識調査」では「差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ」の設問に、賛成36・9%、反対61・9%、また「問題解決に対する考え」の設問では「一定の規制をする条例や法律が必要だ」は12・6%で、最も低い選択肢になっており、

市民の多数が望んでいない条例提案でした。議会に提案するまでの手続きの上でも、市民への周知を怠るという大きな問題が見えてきました。橋本市において部落問題解決の取り組みの中で得た歴史的教訓は、①部落問題・部落差別を科学的に正しくとらえ、②その解決を市民的に課題にするために知らせ、自由な討議・協議を経て、③理解・合意に基づき力を合わせて取り組んだからこそ、部落問題解決の大きな前進を勝ち取れたということです。橋本市は新しい条例を提案する時や市民生活に影響する公共施設使用料金や上下水道金値上げの時は、市が責任をもって主催し結構丁寧に関係団体を対象に説明会を開いたり、細かく地域に出ていって「タウンミーティング、シンポジウム、説明会」を開催するなど市民の声を聞くとうとする姿勢を見せていました。この条例に限っては、市民にはパブリックコメントだけ、関係機関・団体には報告程度に終

市議会
総務委員会

“部落差別”に関わる条例案を否決！

12月11日開催の市議会12月定例会総務委員会において、市当局提案の「橋本市部落差別の解消を推進する条例案」は、賛成少数により否決となりました。

市民の多くは、法律や条例で禁止することには反対

2018年に市が行なった「人権に関する市民意識調査」では、右のように、部落差別について、「差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ」の設問には、反対（61.8%）が多数です。

「法律や条例が必要」は、12.6%と「最も低い」
民意を反映した総務委員会での条例案否決

また、「同和問題（部落差別）の解決」のために、「一定の規制をする条例や法律が必要だ」は12.6%で、「具体的にあげられている方策の中で、…最も低く」なっていると市の報告書も指摘しています。

このように、市民の多数は、条例の制定によって解決することを望んでいません。総務委員会の結果は、こうした市民の思いを反映したものです。

新たな条例が必要でないことは審議を通じても明らか

当局が“差別事象”としている事例の多くは問い合わせやインターネットの書き込みなどです。しかし、問い合わせや書き込みを差別とするかどうかは意見の分かれるところです。

また、「市はこれらにどう対応しているのか」と問われ、「岡和地区は市内にはないと答えている」、「問い合わせ自体は差別ではない、インターネットの書き込みに対しては「削除要請を行っている」と回答しました。このように、市が問題としている事例でも現行の対応で十分であり、新たな条例制定の必要はありません。

市民を監視し、市民の間に分断を持ち込む危険性をはらむ条例案

市当局は、条例にある事業者への「勧告」「公表」などは、あくまでも行政指導としながらも、「不利益につながる処分に近い」とし、「職員に武器（条例）を持たせる」「国に罰則規定を求めている」などと述べました。これでは、まるで市民や事業者を犯罪者かのように扱い、「抑止」の名のもとに市民や事業者を監視することにつながる危険なもの指摘せざるを得ません。

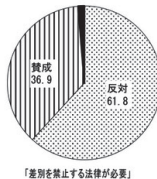
疑心暗鬼を招く条例案は、市民の声で廃案にし、相互理解とささえ合いを促す市政を力合わせて実現しましょう

さらに、「表に出ている差別は冰山の一角」「差別はひそんでいる」など、あたかも市民の中に“差別者”が多数存在するように主張しました。こうした主張は、市民の間に疑心暗鬼を招き、市民を分断することにつながりかねない主張であり、やってはならないものです。行政の役割は、市民に分断をもたらすのではなく、市民の相互理解、ささえ合いを促すことです。

市民のみなさん。力を合わせて条例案を廃案にしましょう。

『大好き橋本！勇気を出して声をあげた会』

Tel 0736-32-0372 (伊都教育会館気付)



「差別を禁止する法律が必要」

本会議(18金)での条例案の廃案を求めます
 ～市民同士の交流や混住がすすむ橋本市には新たな条例は必要ありません～

「市民への周知無くして
部落差別の解消はあるの

市民の声を
市議会に届けよう！

わるという「市民への周知を軽視する」市当局の姿勢でした。また、当局内部でも、この条例の重要な柱である「啓発、教育」の主要な役割を担うべき教育委員会での審議・協議が全く不十分であることも露呈しました。

か？」と言う疑問と怒りみたいなきもちが沸き起こり「大好き橋本！勇気を出して声をあげた会」を設立し条例制定に関わる現在の状況を住民に知らせようと第1弾の住民ビラ（資料1）を12月議会前に新聞折り込みをしました。全議員とはなりませんでしたが、多くの議員との話し合いを持ちました。そして、「拙速に制定するのではなく慎重な審議を求める請願書」を橋本市議会に提出しました。

12月市議会での条例の審議を付託された総務委員会が12月11日に開かれ、審議の結果3対2で否決されました。このことを市民に知ってもらい本会議での否決を目指し、第2弾の住民ビラ（資料2）を新聞折り込みしました。

ゾウ(行政)の暴走止められず！アリ(住民)さんは踏み潰されず仲間を増やして歩み続けます！

資料 2

12月18日日本会議では、残念なことに10対7で可決されてしまいました。しかし、政党政派をこえて保守革新を問わず7名もの議員が反対し「真の部落問題の解決にならない欠陥をもつ条例だ」「周知不足で市民は不安を感じている」「部落差別に特

化せず、総合的に差別解消の条例を」等、道理ある反対討論が、賛成討論を圧倒するものでした。私たちの取り組みが「ここまで届いたのだ」と言う「達成感」と「やっぱりここまでか」と言う「敗北感」がいりまじった、複雑な気持ちにな

りました。

ゾウの暴走を止められませんでした。アリさんは踏み潰されず、逆に仲間を増やすことができました。

大好きな橋本市の為に声をあげ続ける決意を込めて第3弾住民ビラ（資料3）を年明けに出しました。

市議会、「部落差別」を固定化する「条例」を強行可決！

市民の声を踏みにじる暴挙に強く抗議します！

歴史に逆行する『条例』に未来は託せない！

12月18日 楠本市議会本会議において、市当局提案の「部落差別を固定化する条例を強行可決しました。本会議では、反対、賛成それぞれの立場から各4人の議員が討論を行い、17名中10名の賛成で可決しました。総務委員会では賛成少数で否決となっていたもので、市民の間で賛否が分かれており、拙速な制定は問題です。

多くの市民の理解もなく、必要としていない「条例」

議会審議では「市民から不安の声がある」「ゆつくりと時間をかけるべき」「市の市民意識調査でも法律や条例に反対が多数」などの発言が相次ぎました。

賛否が分れているものをコロナ禍のどさくさに紛れての強行は、自治体協働を育む条例に照らしても許されません。

“部落差別”の定義もなく、恣意的運用の懸念あり

「条例」は「何人も・・・部落差別を行つてはならない」としながら、何を「部落差別」とするのかの定義がありません。また、市は、「部落差別」との認定を誰が行うのかとの質問に対して、「市長が行う」としていますが、「市長が認定する」との規定は「条例」にはなく、恣意的な運用とならないか懸念されます。

市の施策への批判を封じ、「協力」を押しつける危険

さらに、「条例」は市民や事業者に市の施策に「協力するものとする」と規定されています。市の施策に対して批判したり、意見を表明することなど市民の言論の自由を封じることにつながる懸念があります。また、「条例」の名によって、市民に「協力を押しつける」ことがあってはなりません。

国の付帯決議が示す「格段の配慮」は、「条例」にも求められる

国の法制定にあたって、参議院の付帯決議は、「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部差差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずること」を求めました。「条例」の運用においてもこれらのことが求められます。

恣意的な運用を許さず、「条例」の廃止を求めています

橋本市では、これまで部落問題の解決にむけて市民の共同の力を大切にしてとりくみをすすめてきました。私たちは、この廃止を求めて、勇気を出して声をあげ続けていきます。



資料 3

第10回わかやま住民要求研究集会 記念講演

コロナ禍に立ち向かい、 地域・社会のあり方を変える ③



京都橘大学 岡田知弘教授

京都橘大学 岡田知弘 教授

前2回に引き続き、第10回わかやま住民要求研究集会（2020年10月3日、和歌山県民文化会館）で行った記念講演からの紹介です。コロナ禍での地域のあり方への提言となっています。（文責 研究所事務局大前）

政府・財界の「ポストコロナ」戦略

他方、国の方はものすごく早い動きをしました。ポストコロナ戦略づくりを5月ぐらに行い、新しい成長戦略を策定し、7月に経済財政諮問会議の骨太方針2020を決めました。例年よりも1か月遅れでしたが、民間4議員、財界代表者が中心となり、新しい成長戦略を翌年度の経済政策や予算方針に入れ込むために提言しています。彼らが言ったのは、公衆衛生・医

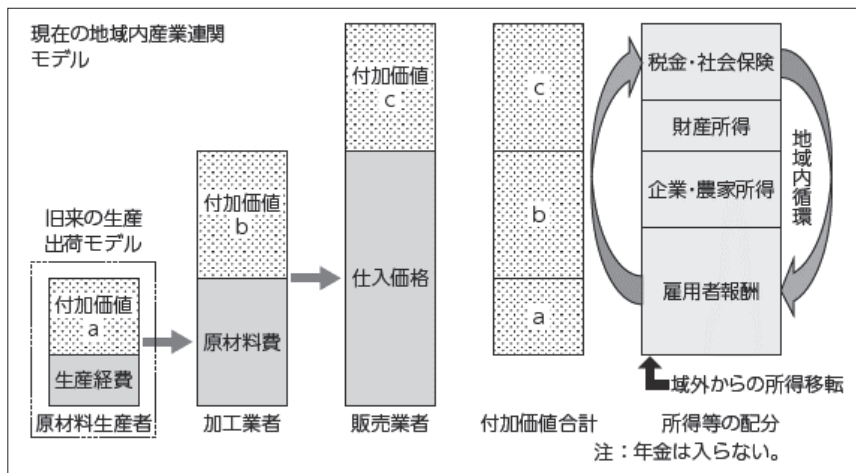
療・地方行政の領域においてデジタル化がすぐ遅れているからデジタル・ニューディールで一気にデジタル化を図っていく必要がある。そしてテレワークを導入して多角連携型の経済社会をつくる必要があるという内容で、ほとんどが骨太方針に盛り込まれました。菅首相は、その線に沿った形で、デジタル化を第一に言いましたよね。これを経団連が大いに歓迎するという会長コメントを出しています。特に狙われているのは、国と地方自治体のデータ統合です。マイナンバーカードを保険証と連携したり、金融カードや図書館のカードとくっつけて市場を拡大していくというのが情報化関係産業の大きな成長戦略です。そこで自治体を持っているマイナンバーカードの情報活用を求めて、一気に攻めています。

ただし、経済・財政一体改革の方針は堅持して、一層資源配分にメリハリを付けるべきだとしています。ということは、社会保障への支出を更に削減しながらデジタル化に上積みをしていく姿勢です。

地方自治体分野を見ると、第32次地方制度調査会が6月26日に答申をまとめました。合併が進まないから連携中枢都市圏とか定住自立圏という圏域行政を標準的なものにして、当初はそこに行財政権限を与えるように地方自治法を変えようと考えていましたが、全国町村会とか議長会から強い反発があり、両論併記で今後検討するという答申になりました。ただし、広域的な計画、連携中枢都市圏の圏域計画だけではなくて、地域の未来予測という新しい計画を単独の市町村だけではなくて、周辺の広域的な都市圏でつくって、県がサポートし、国がデータを提供して、国や県の関与ができるような中身にすべきだとしています。

そして、自治体ごとにバラバラな情報システムを標準化、統合化することを、菅首相は2025年度までにやると表明しました。これも大企業にとっては、おいしい話なんですね。自治体が個別のシステムを持っているところが多くて、地元の情報会社が受注している。新方針では、ほとんど大手しかその仕事ができないことになっています。

また、各自治体ごとに婚姻届とか妊娠届とか独自の書式をもっていて、後々の社会福祉サービスの需要とか可能性を聞いたり、心配事があったら訪ねてもらいたいのきつかけになっているのですけれども、標準化は基本的にはやらない書式になるということです。別の様式にすると独自の追加料金が必要で、日弁連は地方自治を冒す問題だと批判しています。それから多くの自治体が個人情報保護条例を作っています。答申では、それがデータ活用の障害だという認識も出しています。今、官邸中心にこ



資料：付加価値と地域内経済循環のモデル（出所：筆者作成）

の条例の内容も標準化して、できるだけ情報を流通させる。つまり、民間企業も活用できるような方向に持っていくべきだという動きもあります。そうなりますと、自治体行政だけではなく、私たちの個人の尊厳、基本的人権に関わる問題でもあるということになります。

さらに問題なのは、東京

コロナ禍で見えてきた「地域・自治体」の重要性

一極集中問題とか、コロナ対策についての根本的な問題点の検証が一切されていない。最初にデジタル化ありきという議論になっていく。こういうことを具体化しようというのが菅政権の狙いなので、これを現場から止めていくことも、重要な課題だと思います。

コロナ禍の初期段階で、仁坂知事が湯浅町での医療クラスターを国の基準を上回るPCR検査をすることで抑え込んだということ、和歌山モデルとしてワシントンポスト紙も報道しました。ただし、その後この成功体験に固執しすぎて、第2波の感染状況に対応できていない状況になっていると聞いています。感染状況の一層正確な把握と、住民への情報の公開、もちろん感染者の個人情報もしっかりと守りながら、感染しないような努力を地域でやっていくこと、そして感染者を人権面で守っていく取り

組みをしていくことが必要ではないかと思っています。

世田谷区では、PCR検査数を1桁上げるだけではなく、社会的検査というところで、区外から入ってくる人に対してもきちんとチェックさせてもらう。区内で不安がある住民にはチェックしますよということをやりたいわけです。そうしないと、次から次と発生する事態に対応できないわけです。本来なら病院行政は都

の仕事ですが、世田谷区として独自に医師会と連携チームをつくって協議会を持って、様々な情報交換して対応しています。そして暮らしの支援は、中学校区別にある支所で相談を受けて、社会保険労務士の皆さんと協同して、雇用に関する相談のあった5000人に対して追跡調査もやっています。その結果を見た上で新しい施策を講じようとしています。国がやらないのだったら、自分たちでまずやる。そのための財源を国に求めていくという姿勢です。基礎自治体が現場を持つ

ている。そこで新しい問題をキャッチして、解決方法を生み出して、それを広げていくわけです。国政も変えられるということの歴史的事例が四日市公害の取り組みでした。今回も同じようなことを世田谷区でやり始めようとしています。このような自治体の仲間をどんどん増やすことが必要だと思うわけです。

感染を予防して、災害を克服して、地域社会をつくるっていく主役は、主権者である住民自身しかいません。これは地域づくりの基本です。状況を把握しながら各種団体のところで言うべきことを政策としてまとめて提言したり、議会と交渉したり、首長と交渉していく。こういうことを繰り返していくことが大事です。

その際、経済面での担い手は圧倒的多数の中小企業者です。そして、和歌山県の場合は農家あるいは漁家も多い。協同組合もあります。このこと協同しながら、和歌山県の産業を再生していく。輸出でやっていった

らしいというのは全く通用しない。インバウンド観光客で活性化も有り得ない。カジノも企業自体が倒産の危機ですから、そんなものに頼ってもだめです。

そうではなくて企業の99%パーセントを占める中小企業、農家、協同組合の力をいかに育成するか。ここが基本です。そうすると住民の命と暮らしを守るための社会運動を発展をさせていくことがとても重要になってきます。県内の交流を深めながら、よりよいものを学び広げていくことが必要だと思います。

6月、京都で「新型コロナウイルスから住民の命とくらしを守る京都フォーラム」を立ち上げました。私以外6人の研究者が、分野別のテーマで講演したものをインターネットで無料配信しています。各県の自治体問題研究所の勉強会でも活用してもらっています。

新しい地域経済社会への展望

自己責任に任せる「新し



帯広のパン屋「満寿屋」さん

い生活様式」とは戦時下の言葉です。質素な生活をやりなさいとか、国民服的なものを半強制される。相互監視社会です。そうではなくて、科学的に今の状況がどうなのかということを見んなが情報を得ながら、科学的に根拠のある安全な行動をとって、かつ社会・経済のあり方を変えていく。コロナ禍は、地域の資源、宝物、そして地域の地金を明らかにしました。これをしつかりと把握した上で、地域づくりの種にして育てていくことが必要ではないでしょうか。

これからも長引く可能性

がありますので、そういうことを促していく県政とか市政、町政をつくっていくことが必要です。医療や福祉以外のエッセンシャルワークも大事です。農業、小売業、運輸業そして飲食業も大事ですよ。文化芸術活動も、今、かなりストッブしています。文化芸術活動によって私たちは心の元気をもらえます。それに対してきちんと支援をしていったり、舞台関係のサービス産業の仕事を持続することも大事なことで、支援が必要などころには補助金を出して公的な役割を果たしていく。そういう形で地域内経済循環をつくっていくことが大事です。

地域内でつくられた農産物aを地域内の製造業者が加工したら、新しい付加価値bができます。それを地域内のレストランとかホテルが提供したら、新しい付加価値のcができます。aとbとcが地域内で新しく生み出される付加価値なんです。これを地域内産業連関（資料）と言います。

それによって、個々の事業者が経済力を付けて行くわけです。

地域全体でこれを目指す条例が中小企業振興基本条例です。この条例を活用して、自治体が地域内取引や、地域内のものを買うことを支援することができます。

一番上手に中小企業振興基本条例を使っているところが北海道の帯広市ではないかと見ています。帯広市では、2007年に制定された条例を基に、地域の中小企業者の代表が、こういう地域産業政策が必要かということを議論して施策をつくってきました。

その中で、世界に1軒だけのパン屋さんが生まれてきました。何と年商10億円。食材がすべて十勝産なんです。先ほどの付加価値を高めていくことを追求した結果です。小麦はたくさんとれるけれども、製粉所がなかった。そこで、みんなで製粉所をつくらうということで、市も信用金庫も融資なり支援をした。そこを出発点にしてパン屋さんとか

様々な加工業が投資をし発展していく。コロナ禍の中で、市は、様々なグループが商品を紹介し合うホームページ上のマルシェを立ち上げ、地域内、あるいは地域外の販売を支援しました。条例を使いながらコロナ禍に対応していくことができるという1つの例です。

おわりに

安倍政権はやつと終わりましたが、「アベ政治」はまだ続いています。コロナ禍に対する政府の対応の仕方自体が、「アベ政治」の本質的な問題を表しているわけです。一部の多国籍企業とかお友達企業しか潤わないような政治しかしていません。この根本矛盾を検証し、発信していく必要がある。

安倍政権が終わって、菅政権に代わる過程で、各紙の世論調査を見ると、安倍さん御苦労様というふうなキャンペーンの中で、アベノミクスも含めて、評価する率がぐっと上がったわけ

です。その間隙を突いて総選挙で、安定3分の2以上取ることを選挙参謀は考えている。やはり、「アベ政治」の結果何が起ったのかということを繰り返す言わなければ、多くの人たちは、すぐに忘れてしまう。だからこそ、みなさんの住む地域で起こったこと、あるいは日本で起こったことを伝えていくことが一層大事になってきています。となれば、人と人との関係をこれまで以上に密にしなければならぬ。

災害研究者の室崎益輝先生の神戸新聞のコラムを紹介いたします。「人のつながりは生きる力である。物理的な距離は離れていても、社会的な距離はより密にしなければならぬ」ということで、ソーシャルディスタンスという言葉は私は使わない。物理的距離が正しい。社会的距離は短くしようよ。密にしようよ。こういうことばを、是非、周りの仲間の人たちにも伝えてもらいたい、元気に活動していただきたいと思います。

地域の高校を残し、 地域に根ざした高校づくりをめざして ～きのくに教育審議会答申の問題点～

和歌山県高等学校教職員組合 東山邦夫



東山邦夫氏

県教委が進めている県立高校再編問題について、和歌山県高等学校教職員組合（和高教）の見解を投稿いたしました。

2020年8月、第6期のきのくに教育審議会が、「これからの県立高等学校の在り方について」高等学校が地域とともに持続可能な存在であるために」というテーマのもと、5回にわたり審議をおこない、答申を発表しました。答申の概要と問題点についてのべ、和歌山の高校教育のあり方について考えたいと思います。

1、きのくに教育審議会 答申の概要と問題点

①答申によると、少子化で生徒数の減少がすすむな

か、今後15年のあいだに県立全日制高校を現在の29校から20校程度に減らし、再編統廃合するというものです。普通科高校を和歌山市に4校、それ以外の各市域に1校としています。また、工業・商業・農業が専門的に学べる学校（または学科）を紀南・紀北に1校としています。さらに、分校や併設定時制のあり方についても記載されています。

②再編統廃合の考え方の基本は、1学級40人編成を基準にして、これまでの4学級・8学級という考えを改め、1学年6学級を学校運営上の適正規模にしたことにあります。全国的にみてもこの基準を妥当とするのは問題があります。答申では地域により柔軟な対応も視野にいれているものの、少子化のすすんだ地域の高校ではこの基準により再編統廃合の可能性が高ま

ります。実際、学校がなくなり衰退している地域もあります。

③新型コロナウイルス感染症拡大により、2020年に全国的に緊急事態宣言が出され、各学校では分散登校が行われました。分散登校におけるゆきとどいた教育実践が報告されるなか、全国的に少人数学級の実現が叫ばれ、国民世論を反映して政府・文科省も長年の姿勢を変え、改善しようとしています。この機会に高校においても欧米並みに少人数学級を実現し、地域の高校を残し、地域に根ざした学校をつくることが重要です。

④答申では、再編統廃合と連動して特色ある学校づくりが記され、私学との競争を想定しているのか、旧帝大はじめ有名大学への進学率向上とともに、スポーツや芸術で活躍できる生徒、地域産業を担う生徒の育成等がめざされています。しかし、人材養成が強調され、子どもの人格形成など、子どもを真ん中にお

いた視点の記載が見当たありません。

⑤答申は、2003年度からの通学区撤廃による弊害についてはふれず、現行の制度を維持した状態で再編統廃合や高校改革を行うとしていきます。結果として、遠距離通学生を増やします。憲法26条の教育権、学習権の保障や教育の機会均等の観点からみて大問題です。さらに、高校教育を競争主義にする可能性も多々あり、高校だけでなく、地域の小・中学校教育にも混乱を与えます。全国的に再編統廃合や高大接続改革がおこるなか、それと連動するかの如き今回の動きは大きな問題に発展する可能性があります。

⑥今回の答申は、高校の再編統廃合が一部の地域だけでなく、全県下にわたるものです。当然、私立高校や市立高校のことも記載されるべきですが言及はされていません。

和歌山県教育委員会は、答申を受けて、和高教・和歌山県教職員組合（和教

1校当たりの公立校入学者数（2018年度学校基本調査）

順位	都道府県	高校数		5万人当 公立校数	1校当入学者 数(人)
		公立	私立		
1	神奈川県	156	79	0.8	290.7
15	香川県	30	10	1.6	219.0
16	和歌山県	34	9	1.8	203.9
44	北海道	229	51	2.2	137.1
45	岩手県	65	13	2.6	136.1
46	島根県	36	10	2.7	133.9
47	高知県	36	9	2.6	118.2
	全国平均	3,473	1,321	1.4	207.3

※和歌山県の学校規模は、全国的に見て小規模というわけでもない。

与党・野党
関係なく批
判的意見
が続出し
ています。意
見は「少人
数学級実
現」「地域
の高校の存
続を」「教
育の予算
増を」「通
学区の間
題」「広く
意見をきく

戦後、文部省は憲法と教育基本法に基づく民主的教育制度をめざしました。和
高教も同様に、希望者全員
入学を基本にした高校三原
則（小学区制・男女共学・
総合制）を目標に運動して
きました。しかし、戦後の
数年間を除き、憲法や教育
基本法を蔑ろにした反動的
教育制度がすすめられまし
た。1958年には小学区
制から中学区制への変更
（勤評闘争の年）、1963
年には適格者主義導入、
「教育の多様化」の名のも

とに徐々に特色ある学校づ
くり（中高一貫教育、総合
学科、専門学科など）もす
すめられ、入試制度も多様
化していきました。200
3年度には全国に先駆けて
通学区が撤廃され、学校間
格差も深刻化し、地域との
関係も薄まりました。学級
定員・教職員定数・施設設
備・学費等の教育条件改善
がすすまない中、競争主義
的教育制度は多忙化に拍車
をかけました。

和高校は、通学区撤廃の
なかでの再編統廃合ではな
く、高校三原則を生かし、
遠距離通学をしなくても、
どの地域で住んでいても地
域の高校で学習ができるよ
う、少人数学級・教職員定
数増・施設設備拡充・高校
無償化などの教育条件を改
善すべきと思います。

また、憲法や子どもの権
利条約を生かし、三者・四
者協議会等、生徒を主人公
にして、生徒・教職員・保
護者・地域が参加し共同す
る開かれた学校づくりが大
切だと考えます。さらに、
地元中学校との結びつきを
強めることが重要です。高

組）など教育関係団体への
説明・意見聴取、各ブロッ
ク（5か所）や各高校、同
窓会・PTA・地域などへ
の説明・意見聴取などを
行っています。今後、再編計
画案として発表する可能性
があります。

各説明会では、積極的に
支持する意見は少なく、特
に、統廃合の可能性のある
学校・地域では不安や反対
意見が多くでており、質疑
や意見を聴取する時間も不
十分です。

2, 地域の高校を残し、
地域に根ざした高校
をつくらう

数が多い時代に行われた運
動です。現在は通学区が撤
廃され、少子化もすすみ、
状況は違いますが、今こ
そ、直接責任制を生かすと
きです。直接責任制とは
「教育は国民全体に対し、
直接責任を負っておこなわ
れるべきもの」とする教育
原理です。このことに確信
をもって、現在の情勢にあ
った運動をすすめたいと思
います。

学校教育の目的は、学校教育
法50条に「高等学校は、中
学校における教育の基礎の
上に、心身の発達及び進路
に応じて、高度な普通教育
及び専門教育を施すことを
目的とする」と明記されて
います。この条文は中学校
教育を尊重した高校教育を
目的としています。和高校
は真の意味での中高連携を
強め、教育内容・方法等で
忌憚（きたん）のない教育懇談するこ
とが重要だと思っています。

少子高齢化による人口減
少などで衰退している地域
が増えているなかで、持続
的地域社会づくりが叫ばれ
ています。私は、地域に根
ざした高校づくりと地域づ
くりを連動させていくこと
が真の地方再生や地方自
治、民主的自治体づくりに
つながると思っています。

答申によるトップダウン
的な再編統廃合ではなく、
ボトムアップ的な運動で地
域の高校を残し、地域に根
ざした高校となるよう力を
合わせて奮闘していきたい
と思います。